

令和5年度

第4回第二農地部会定例会議事録

令和5年7月28日（金）

ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

令和5年度 第4回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和5年7月28日(金) 午後3時  
会 場 ユートピアくびき希望 2階 第2会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(12名)

11番	笠原 浩一	1番	長井 恒夫	2番	竹原 よし子
5番	橋本 春美	7番	滝沢 記一	8番	小山 一成
10番	五十嵐 隆一	12番	長瀬 一成	17番	高波 澄男
18番	田鹿 敏行	19番	中嶋 琢郎	21番	大島 伸一

(2) 農地利用最適化推進委員(18名)

(安塚区)	松苗 秀幸	和栗 正男		
(浦川原区)	井部 慎一	藤村 鉄也		
(大島区)	高橋 三登一	小山 貞衛		
(牧区)	中川 正道	米川 尚登	秋山 順一	
(柿崎区)	平野 吉徳	佐藤 清	小林 秀喜	
(大潟区)	細谷 正夫			
(頸城区)	伊巻 幹雄	上原 武		
(吉川区)	石野 一久			
(三和区)	福原 弥	高橋 浩一		

2 欠席委員

- (1) 農業委員…なし  
(2) 農地利用最適化推進委員…(吉川区) 常山 哲夫

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎 賢恵		
浦川原区駐在室	主任	春谷 政男		
大島区駐在室	主任	朝倉 一彦		
牧区駐在室	主任	古海 一夫		
柿崎区駐在室	室長	石澤 親久	主任	上田 良広
大潟区駐在室	班長	新保 和己		
頸城区駐在室	主任	閨間 邦明		
吉川区駐在室	副主任	江村 秀幸		
三和区駐在室	班長	橋立 理		

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

8番 小山 一成 10番 五十嵐 隆一

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

②浦川原区駐在室管内分

議案なし

③大島区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第1号 農用地利用集積等促進計画の認可について

議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

⑦頸城区駐在室管内分

議案なし

⑧吉川区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑨三和区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第4号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後3時 それでは、これより令和5年度第4回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。  (笠原部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員12名、欠席委員なしであり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員18名、欠席推進委員1名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 8番 小山 一成 委員、10番 五十嵐 隆一 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆様は、ご起立をお願いします。 12番 長瀬 一成 委員の発声をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>《安塚区駐在室の議案》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞ 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局</p>

の説明を求めます。

安塚区  
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁をご覧ください。

番号2106番及び2107番は、合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸し付けです。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

#### <議案第1号 農地法第3条許可申請について>

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

安塚区  
駐在室

議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。

議案書は2頁をご覧ください。番号2107番と2109番の2件です。

番号2107番は、今年度から農業経営を開始した譲受人が、経営規模を拡大するため、権利を設定するもので、前段の報告第1号で説明しました関連案件です。

番号2109番は、譲受人が購入した住宅に付属する農地を売買により、所有権移転するものです。

受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。

なお、農地法改正により、下限面積要件が廃止されています。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

米川推進員

譲受人が外国人の場合、土地の取引に制限が課せられるようになると聞いていますが、農地の取引も同様でしょうか。

三和区  
駐在室

農地を外国人が取得することに対する制限について、農地法の改正などの情報は国から特段、示されておりません。通知されしだい、事務局からお知らせすると思います。

米川推進員	了解しました。
議 長	他にありませんか。  (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。  (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<u>&lt;議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</u> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
安塚区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権の設定 1 件をご説明いたします。議案書は 3 頁、番号 2125 番をご覧ください。 3 頁、番号 2125 番は、契約期間満了に伴う再設定で、契約期間は 5 年です。 なお、これらの案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。  (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。  (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<u>&lt;&lt;大島区駐在室の議案&gt;&gt;</u> 次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u>&lt;報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について&gt;</u> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局

の説明を求めます。

大島区  
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」報告いたします。議案書は、1頁をご覧ください。

番号2903番は、合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区  
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定10件を説明いたします。2頁、番号2955番から4頁、番号2964番をご覧ください。

いずれも契約期間満了に伴う再設定で、契約期間は、番号2955番から2959番は6年、番号2960番、2961番は3年、番号2962番から2964番は1年です。

これら10件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

議 長	<p>《<u>牧区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>《<u>議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について</u>》</p> <p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
牧区 駐在室	<p>牧区駐在室です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」説明いたします。</p> <p>1 頁、番号 3303 番をご覧ください。</p> <p>牧区山口地内の農地を「修理車両置場兼販売車両置場」として利用するものです。</p> <p>2 頁に位置図、3 頁に土地利用計画図を添付しましたので合わせてご覧ください。</p> <p>番号 3303 番の譲受人は、長年、自動車整備工場業を経営し、事業規模拡大に伴い、一般の修理車両及び冬期間の市道除排雪修理車両の保管場所用地を探しており、この度、対象農地の各譲渡人と売買による所有権移転に合意が得られたため、申請するものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第 2 種農地と判断いたしました。</p> <p>転用に当たり、汚水は発生せず、雨水は全て国道 405 号の道路側溝へ排水することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願ひます。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>《<u>議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>》</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
牧区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 7 件を説明いたします。4 頁、番号 3353 番から 5 頁、番号 3359 番をご覧ください。</p> <p>7 件、全て契約期間満了に伴う再設定であり、番号 3359 番の契約期間は 10</p>



年、番号 3353 番から 3358 番は、各法人の意向により、他の契約と終期を合わせるものです。

いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

#### 《柿崎区駐在室の議案》

議 長

次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

#### ＜報告第 1 号 農用地利用集積等促進計画の認可について＞

議 長

報告第 1 号「農用地利用集積等促進計画の認可について」事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第 1 号「農用地利用集積等促進計画の認可について」説明いたします。

1 頁、番号 3701 番は、所有者不明農地について、農地中間管理機構を通じて担い手に貸し付けるものであり、令和 5 年 6 月 30 日付けで県が認可したものです。

この間の経過を説明いたします。

令和 4 年 5 月に借受者が利用権の更新を希望しましたが、所有者が死亡しており、相続権利者が相続放棄していたため、更新できませんでした。

借受者からの相談を受け、農業委員会では、所有者を探索し、所有者不明の農地として公示をしましたが、所有者等から申し出がなかったため、農地中間管理機構にその旨を通知するとともに、借受者が利用権設定できるよう裁定申請要望書を提出しました。

農地中間管理機構は、県知事に利用権設定の裁定申請を行い、当該農地の利用権を取得した後、借受者へ貸し付けるため、県知事に農用地利用集積等促進計画の認可申請を行ったものです。以上です。

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><u>&lt;議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について&gt;</u></p>
議 長	<p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請申請について」説明いたします。</p> <p>2頁、番号3702番は柿崎区山谷地内の農地を「資材置場」に転用するものです。</p> <p>3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>譲受人は、製造業を営んでいますが、経営規模拡大により、製品等の保管場所が不足したため、申請農地を取得し、資材置場として利用するものです。</p> <p>申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため、第1種農地となりますが、事業計画は、法人の事業に必要な「資材置場」であり、許可基準の「申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。</p> <p>土地利用計画は、「資材置場」で、計画面積は妥当と判断しました。</p> <p>工期は、許可日から令和5年10月31日までです。</p> <p>転用にあたり、雨水は地下に浸透することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
	<p><u>&lt;議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</u></p>
議 長	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めま</p>

す。

柿崎区  
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定3件を説明いたします。5頁、番号3900番から番号3902番をご覧ください。

いずれも契約期間満了に伴い、新たに利用権を設定するものです。

これら3件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

#### <議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について>

議 長

議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定1件を説明いたします。6頁、番号3709番をご覧ください。

3709番は、これまで円滑化団体を通じて利用権を設定していましたが、契約期間が満了したため、農地中間管理機構を通じた貸借に切り替えるものです。

具体的な対象農地は、7頁の対象農用地リストのとおりです。

この案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	<p>《大潟区駐在室の議案》</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について＞</p>
議 長	報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	<p>大潟区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」報告します。</p> <p>1頁、番号4606番から4608番の3件をご覧ください。</p> <p>転用目的は3件とも、登記簿地目「畑」に一般個人住宅を建設するものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<p>《吉川区駐在室の議案》</p> <p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</p>
議 長	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	<p>吉川区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1頁、番号6205番から2頁、番号6210番をご覧ください。</p> <p>すべて合意による解約であり、返還後の利用計画は、番号6205番から番号6209番は他者へ貸付、番号6210番は地主耕作です。</p> <p>備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第1号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について&gt;</u></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」審議いたしますが、3頁、番号6213番は、中嶋委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、中嶋委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(中嶋委員退席)</p>
議 長	<p>それでは、中嶋委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」中嶋委員に関連する貸借権設定1件を説明いたします。</p> <p>3頁をご覧ください。</p> <p>番号6213番は、これまで農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を通じて別の農業者が耕作していましたが、労力不足により合意解約され、近隣で耕作する認定農業者が農地中間管理機構を通して借受けるものです。</p> <p>具体的な対象農地は、4頁の対象農用地リストのとおりです。</p> <p>なお、この案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、中嶋委員関連の番号6213番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>

(中嶋委員復席)

議 長 《三和区駐在室の議案》

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

議 長 ＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁から4頁までをご覧ください。

番号8619番から8638番までの20件です。

耕作者の要望により、これまでの農協を介した契約や相対契約から中間管理機構を介した契約にするため、一旦、解約するものです。なお、関連案件は、備考欄に記載したとおりです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

議 長 ＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

5頁、番号8601番をご覧ください。

遠隔地に居住する譲渡人の離農に伴い、申請地の隣に居住している者に所有権を移転するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;議案第2号 農地法第4条第1項許可申請について&gt;</b>  議案第2号「農地法第4条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第2号「農地法第4条第1項許可申請について」説明します。  6頁、番号8601番をご覧ください。  主要地方道新井柿崎線の拡幅工事に伴い、既存の車庫を隣接している自己所有地への移転を余儀なくされたものです。  7頁に位置図、8頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。  農地区分は、申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。  工期は令和5年8月1日から令和5年12月31日までです。  転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。  以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について&gt;</b>  議案第3号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第3号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。  9頁をご覧ください。  番号8603番は、三和区末野新田地内の農地に車庫と物置を設置するものです。</p>

10 頁に位置図、11 頁に土地利用計画図を添付しましたので合わせてご覧ください。

譲受人が現在居住している住宅の敷地は間口が狭く、降雪時期の通行に支障があることから既存車庫を取り壊して申請農地に新設するとともに物置を増設するものです。

それぞれの申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第 2 種農地と判断いたしました。

工期は許可日から令和 5 年 12 月 10 日までです。

転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

#### <議案第 4 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 5 件を説明いたします。議案書は 12 頁及び 13 頁をご覧ください。

番号 8719 番は再設定です。

番号 8720 番から番号 8723 番までの 4 件は、経営規模を拡大するため、当該農地、畑を借りてブドウ栽培を行うものです。

いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)



議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第5号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について&gt;</u></p> <p>議案第5号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第5号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定6件を説明いたします。14頁及び15頁をご覧ください。</p> <p>これまでの農協を介した契約や相対契約、作業受委託契約から中間管理機構を介した契約にするものです。</p> <p>いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>以上で、用意された議案の審議は終了しました。</p>
笠原部会長	<p>【7. その他】</p> <p>他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p>
笠原部会長	<p>何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。</p> <p>長時間のご審議、ご苦勞様でした。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>笠原部会長、ありがとうございました。</p>

柿崎区 駐在室長	<b>【8. 部会長職務代理あいさつ】</b> 閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。  (田鹿職務代理あいさつ)
柿崎区 駐在室長	<b>【9. 閉会】</b> 以上をもちまして、令和5年度第4回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。
	午後3時37分終了
	(農地部会終了後、地区会議開催)